年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月まで(このうち、昭和36年4月から37年3月までの間で納付済みとなっている1か月を除く)の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年4月から 37 年6月まで (このうち、昭和

36 年4月から 37 年3月までの間で納付済みとなって

いる1か月を除く)

私は、他界した父又は長兄が、私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ 14 か月と短期間である。

また、申立期間を含む昭和36年度に納付月は不明であるが、1か月分の保険料が納付済みとされている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月に、当時同居していた長兄夫婦と連番で払い出されており、申立期間について、長兄夫婦は保険料を納付済みとされているのに、申立人が申立期間について未納とされているのは不自然である。

さらに、本来であれば保管されているべき特殊台帳(マイクロフィルム) が保管されていないなど、必ずしも申立人の年金記録が適切に管理されてい るとも言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成2年3月まで

② 平成3年4月から4年3月まで

生活が苦しい状況が続き、国民年金保険料を納付できない時期があったが、妻が市役所職員から免除期間の保険料をさかのぼって納付することができることを聞いて追納したので、私も同様に追納しようと思い、社会保険事務所(当時)へ出向いて窓口の男性職員に現金を渡し納付した。しかし、年金記録を確認したところ、申立期間は、妻は追納とされているのに、私は追納とされておらず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が市役所職員の勧めにより免除期間に係る国民年金保険料の追納を行ったことを聞き、その2、3か月後に自身で社会保険事務所へ出向いて申立期間について追納を行ったと主張しているところ、事実、その妻は平成6年3月に追納を行っており、その2、3か月後であれば時効前であったことから、申立期間について追納を行うことは可能であった。

また、申立人及び申立人の妻の婚姻後の保険料の納付状況を見ると、夫婦のうち妻が納付済みで申立人だけが未納とされている期間は無い。

さらに、申立人が申立期間について追納したとする金額(20 数万円)は、 実際に同期間の追納を行うのに必要となる金額に近い。

加えて、申立期間前後の未納期間の発生、追納を行うに至った経緯、納付場所等を通じた申立人の主張に特に不自然さは無いほか、平成5年の義父の死亡に伴い得たとする預貯金額から申立期間の追納を行うだけの資力もあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年10月まで

私は、特例納付制度のことを新聞や広報誌で知り、保険料を特例納付したと記憶している。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、特例納付制度について新聞や広報誌で知り、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと述べているところ、申立人に係る特殊台帳(マイクロフィルム)によると、昭和55年6月に、第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)を利用して、申立期間直後の46年11月から49年3月までの保険料を納付したことが記録されている上、申立人が55年4月から居住する町の被保険者名簿でも、同期間について特例納付されたことをうかがわせる記録となっていることから、申立人は、確かに特例納付を利用して保険料を納付したものとみられるが、いずれの記録でも申立期間は未加入期間とされていることから、申立期間を含む期間について納付書が発行されたとは考え難く、申立期間については保険料を特例納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人は、特例納付をした金額について記憶は無く、特例納付を行ったのも1回のみであったと思うと述べていることから、申立期間の保険料を特例納付したことはうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納 付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかしながら、町の被保険者名簿によれば、申立期間のうち昭和46年2月

及び同年3月の2か月分の保険料は当初納付済みとされており、特殊台帳 (マイクロフィルム)によると、同2か月分の保険料は56年3月に還付決定 されたことがうかがえるが、本来、この2か月は国民年金の強制加入対象期間であることから、還付とする事務処理は誤りであると考えられ、納付済みとして扱われるべき期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められ る。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和 51 年 1 月 19 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月19日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、自分の所持する厚生年金基金加入員証に記載されている資格取得日と、厚生年金保険の資格取得日が相違している上、A事業所には、前職を退職した後、すぐ勤務したと記憶していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した厚生年金基金加入員証、B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳(昭和51年1月19日資格取得)及び同資格取得年月日訂正届(昭和51年3月1日を同年1月19日に訂正)から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金の担当者は、「厚生年金基金加入員資格取得届は、当時も現在も複写式のものを使用しており、社会保険事務所と基金は同じ内容のものとなる。」と回答している。

さらに、元事業主は、「厚生年金保険被保険者資格取得届は、社会保険事務 所と基金へ同じ内容のものを提出していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年 1 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B厚生年金基金が提出した厚生年金基金加入員台帳及び同資格取得年月日訂正届の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月16日から52年1月16日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申 立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間は、同 一企業内で転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務していたので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された申立人の在籍証明書及び 労働者名簿から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し(A事業所 C支社から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

なお、労働者名簿によれば、申立人の異動日は昭和 51 年 12 月とされているところ、オンライン記録によれば、同年 12 月 16 日にA事業所C支社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同日を同事業所B支店における資格取得日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店に おける昭和52年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、13万 4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険

者資格取得届の資格取得日の記載を昭和 51 年 12 月 16 日とすべきところ、52 年 1 月 16 日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 51 年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から10年1月21日まで 社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、 申立期間に係る標準報酬月額が、A事業所(現在は、B事業所)の給与明細 書の厚生年金保険料控除額からみた標準報酬月額に比べて低額となっている ことが分かったので、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合った標 準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間において、17万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は平成9年10月17日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を提出し、申立人の報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、 申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。A事業所には平成16年 3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の事業主の回答から判断すると、申立人は、 当該事業所に平成16年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する給料支払一覧表の申立人に係る厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における 平成16年2月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「平成 16 年 4 月 1 日」とすべきところ、「平成 16 年 3 月 31 日」と誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申 立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間当時はA事業所B工場からC工場に異動した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された辞令並びにA事業所から提出された申立人の人事記録及び異動帳簿から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和 62 年1月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場に おける昭和 61 年 11 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥 当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 1月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 61 年 12 月 31 日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出

が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月から20年8月16日まで

社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、戦時中に勤務していたA 事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

申立期間当時に撮影した写真、当時の同僚の消息などについての資料を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月16日までの期間について、申立人の所持する写真及び人事異動連絡簿から、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、60 人分にわたる被保険者記録の欠落が確認でき、当該欠落部分に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、厚生年金保険の準備期間である昭和 19 年 6 月 1 日に申立人に対して厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A事業所において、昭和 19 年6月1日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された者はおよそ 1,300 人に及び、その中には、申立人が同一の部署に所属していたと記憶する複数の同僚の氏名が確認できるところ、当該複数の同僚は、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

加えて、上述の申立人に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号についてオンライン記録で確認したところ、当該記号番号に係る被保険者記録は照射されなかったことから、当該記号番号に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は確認ができないものの、申立人は、「終戦以後はA事業所で勤務していない。」としていることから、被保険者資格の喪失日は終戦日の翌日である昭和20年8月16日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 8 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年 12 月 6 日法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月から 19 年 9 月 30 日までの期間について、申立人は、「人事総務関係の部署に所属し、当該部署に係る業務を担当していた。」としているところ、17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間に施行されていた労働者年金保険法では、その被保険者の範囲を男子事務員及び女子従業員以外の工場労働者等の現業の者に限定していたことから、申立人は労働者年金保険法上の被保険者となることはできない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年4月から 48 年3月までの期間及び 49 年4月から同年 7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで

② 昭和49年4月から同年7月まで

私は、申立期間は入院中だったため、母が私の代わりに国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、入院していたため、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人は、申立期間に係る未使用の納付書を所持しており、これら納付書により保険料が納付されることは無かったと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする母親は、申立人に 代わり、保険料を納付したことは記憶しているが、未使用の納付書のことや、 当該納付書以外の方法で納付したことがあるかについては、いずれも分から ないとしており、申立期間の保険料が納付されたと推認することができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付したこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月、10年1月から同年3月までの期間及び同年11月から11年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月

② 平成10年1月から同年3月まで

③ 平成10年11月から11年3月まで

私は、国民年金に加入してから保険料は未納無く納めており、昭和 58 年 8 月から付加保険料も納付している。保険料を遅れて納付したことはあるが、金融機関や社会保険事務所(当時)の窓口で付加保険料が含まれた納付書で納めていたはずであり、申立期間の付加保険料が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間に係る国民年金保険料(定額保険料のみ)を平成3年7月31日、10年5月29日及び11年11月9日にそれぞれ過年度納付したことが確認できる上、制度上、付加保険料は過年度納付することはできないことから、申立人は申立期間に係る付加保険料は納付できず定額保険料のみ納付せざるを得なかったと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する歳入金の証拠書類においても、申立人の申立期間に係る保険料は、定額保険料のみ徴収したことが確認できる上、市の電算記録でも申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことは確認できず、オンライン記録との齟齬は無い。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 45 年 2 月から 47 年 2 月までの期間、48 年 9 月から 49 年 5 月までの期間及び 51 年 9 月から 53 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から47年2月まで

② 昭和48年9月から49年5月まで

③ 昭和51年9月から53年2月まで

私は、申立期間①について、国民年金加入手続は父親が行い、父親から 私の国民年金保険料を納付しているという話を聞いていた。その当時は学 生であったため、保険料を納付することに疑問を覚えたことを記憶してい る。申立期間②及び③については、加入手続及び保険料納付について記憶 していることは無いが、20歳から60歳までの40年間納付するべきものと 認識していたので、途中で止めたら期間が減ってしまうという思いがあっ た。申立期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していたので 調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらは申立人の父親が行ったと述べているが、その父親は既に他界していることから、当時の状況は不明である上、申立人が会社を退職し、再就職するまでの間に当たる申立期間②についても、国民年金の資格の得喪に係る手続を行った覚えが無く、保険料を誰がどのように納付したのか分からないとしていることから、申立期間①及び②の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和53年3月10日付けで国民年金に任意加入したことに伴い、同年同月31日に払い出されたものであり、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたことも

うかがえないことから、申立人は、このころ初めて加入手続を行ったものと みられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であ ったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間③当時は、申立人の夫が共済組合の組合員であったことから、申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、申立期間③についてさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、さかのぼって保険料を納付することもできなかった。

加えて、申立人の所持する年金手帳にも、申立期間当時、国民年金被保険 者資格を有していたことを示す記載は無く、申立人は、ほかに年金手帳が交 付されたか否かについても分からないとしている。

このほか、申立人又はその父親が、申立期間の保険料を納付していたこと を示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料 を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。平成3年4月1日から5年3月31日までA事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所(A事業所から名称変更)から提出された組合員原簿及びC組合連合会から提出された年金加入記録回答書から、申立人は申立期間において、A事業所に勤務しており、C組合の組合員であったことが確認できる。

また、B事業所は「申立人は平成4年4月1日から5年3月31日までは常勤職員として勤務しており、常勤職員は共済年金に加入するため、申立人に係る当該期間の保険料は社会保険庁(当時)に納付していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1290 (事案 315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年6月まで

(A事業所)

② 昭和37年7月から38年10月まで

(B事業所)

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めては しいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けた が、B事業所に勤務していた同僚を新たに思い出したので、改めて申立てを行 い、年金記録の訂正につなげたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i)申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い、ii) A事業所及びB事業所は社会保険事務所(当時)の資料では厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない。しかし、B事業所に勤務していた申立人の妻がC事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることから、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は見当たらない、iii) C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主並びにA事業所及びB事業所の支配人も既に死亡しているため、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできない、iv)申立人が同僚として氏名をあげた者にC事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいること等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、再申立てに際して申立人から新たに提出された関連資

料及び周辺事情は無い。また、申立期間②について、申立人が新たに氏名をあげた同僚の中で、連絡をとることができた2名の元従業員は、申立人がB事業所において勤務していたことを記憶していたが、当該事業所の厚生年金保険の取扱いについての証言を得ることはできず、上述の2名の元従業員のうち1名は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和59年8月22日から62年10月31日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、 A事業所で勤務していたことは確かであり、厚生年金保険にも加入していたと 考えるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る履歴書から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「申立人の履歴書には、採用日と退職日が記載されており、申立人は、昭和59年9月5日から61年7月31日まで勤務していたが、会社が厚生年金保険に加入したのは62年2月1日であるため、申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出は行っていない。」と回答しており、オンライン記録及び当該事業所が提出した適用通知書から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年2月1日であることが確認できる。

また、A事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、昭和62年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、オンライン記録において、同日から同年12月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが申立人の氏名は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、A事業所における申立人の離職日は、 昭和61年7月31日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、 国民年金保険料を納付していることが確認できる。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月ごろから53年1月ごろまで

社会保険庁(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚は、「申立 人と自分はA事業所でアルバイトとして勤務していた。」と述べていることから、 申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の元同僚は、「自分は病院に行くため、会社に頼んで社会保険に加入させてもらった。基本的にアルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思うが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と述べている。

また、申立期間当時の総務担当者は、「自分の知る限りでは、A事業所はアルバイトを厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A事業所の厚生年金保険の適用を引き継いでいるB事業所は、「昭和50年ごろの資料は何も残されていないため、申立人の人事記録等について確認することができない。また、当時の厚生年金保険の適用について知る者はおらず、当時の状況について確認することができない。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 49 年 9 月 20 日から 53 年 11 月 6 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認した

が、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月21日から20年12月30日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

学校を卒業してからA事業所に入社し、在籍したまま入隊して復員した後、 A事業所が閉鎖されるまで在籍したことは間違いないので、申立期間について 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA事業所の昭和 19 年 10 月及び同年 12 月の月給袋並びに、申立人が出征する時にA事業所の複数の役員に書き加えてもらったとする寄せ書きから、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務したことはうかがえる。

しかし、上述の月給袋の給与明細の控除金欄に、厚生年金保険の名称は確認できず、類似名称の厚生会で控除されている金額は、申立期間当時の厚生年金保険料金額と大幅に異なっていることから、当該控除額は厚生年金保険料の控除額でなかったと考えることが自然である。

また、申立人が、A事業所の同期入社で同時期に研修に行ったと記憶する者の 厚生年金保険の記録も確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 19 年 6 月 1 日から当該事業所の閉鎖時までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月16日から41年1月31日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和41年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前に加入した共済組合から退職一時金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ごろから36年1月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立 期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生 年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人にA事業所での仕事を紹介した元従業員及び当該事業所において申立人と同じ業務を行っていたとする複数の元従業員の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれる。しかし、A事業所は、「過去には会社の直接雇用で給与支払も行っていた傭人、雇員といった身分の労務者もいたが、これらの者は厚生年金保険に加入していない可能性が高い。また、同じ傭人、雇員でも厚生年金保険の被保険者資格を取得させる場合と取得させない場合があったと思われ、これについては現場の担当者の判断にもよると思うが、当時の適用基準については分からない。なお、当社が保管する厚生年金保険被保険者整理名簿には申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

また、上述のA事業所において同じ業務を行っていたとする複数の元従業員及び申立期間中に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「自分はA事業所において、最初から厚生年金保険には加入させてもらっていない。」、「自分はA事業所において厚生年金保険に加入するずっと前から当該事業所に勤務している。」と証言している。

さらに、申立期間当時に申立人が勤務していた現地事務所の労務管理事務担当者と思われる者は既に死亡しており、A事業所に照会したところ、申立期間当時の給与関係資料は保管されていないと回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

加えて、A事業所が加入しているB健康保険組合に照会したところ、「申立期間当時の健康保険の加入記録は保存しておらず、確認できない。」と回答している。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 31 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 21 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。